

士別市まちづくり基本条例

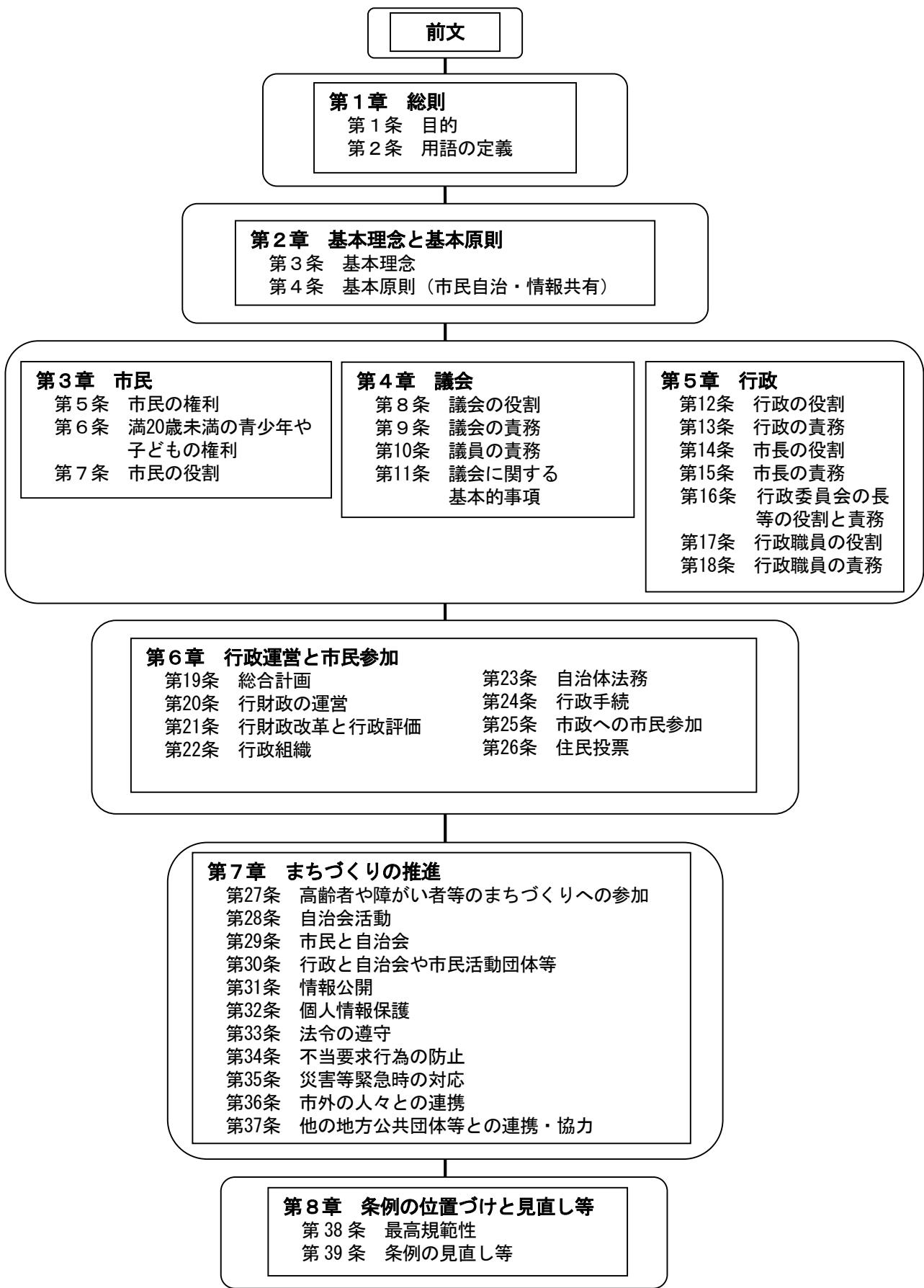
《解説あり》

**平成 23 年 9 月
令和 4 年 4 月（改訂）
士 別 市**

目 次

条例の全体構成	1	第23条 自治体法務	12
前文	2	第24条 行政手続	13
第1章 総則	3	第25条 市政への市民参加	13
第1条 目的	3	第26条 住民投票	13
第2条 用語の定義	3		
第2章 基本理念と基本原則	4	第7章 まちづくりの推進	14
第3条 基本理念	4	第27条 高齢者や障がい者等の まちづくりへの参加	14
第4条 基本原則	4	第28条 自治会活動	15
第3章 市民	5	第29条 市民と自治会	15
第5条 市民の権利	5	第30条 行政と 自治会や市民活動団体等	15
第6条 満20歳未満の青少年や 子どもの権利	6	第31条 情報公開	16
第7条 市民の役割	6	第32条 個人情報保護	16
第4章 議会	7	第33条 法令の遵守	16
第8条 議会の役割	7	第34条 不当要求行為の防止	16
第9条 議会の責務	7	第35条 災害等緊急時の対応	16
第10条 議員の責務	8	第36条 市外の人々との連携・協力	17
第11条 議会に関する基本的事項	8	第37条 他の地方自治体等との 連携・協力	17
第5章 行政	8	第8章 条例の位置づけと見直し等	17
第12条 行政の役割	8	第38条 最高規範性	18
第13条 行政の責務	8	第39条 条例の見直し等	18
第14条 市長の役割	9		
第15条 市長の責務	9	附則	18
第16条 行政委員会の長等の 役割と責務	10		
第17条 行政職員の役割	10		
第18条 行政職員の責務	10		
第6章 行政運営と市民参加	11		
第19条 総合計画	11		
第20条 行財政の運営	11		
第21条 行財政改革と行政評価	12		
第22条 行政組織	12		

【条例の全体構成】



前 文

私たちのまち士別市は、北海道北部の中央に位置し、天塩川源流域の豊富な水と緑の大地をはじめとする美しい自然環境に恵まれた農林業を基幹産業とする田園都市です。士別市は、最北で最後の屯田兵や多くの先人の英知とたゆまぬ努力によって開拓が進められ、冬の厳しい寒さや雪を克服するとともに地域特性として生かすなど、自然との共生のもとに、生活基盤の整備や都市機能の充実を進め、圏域の中心都市として確かな発展を遂げてきました。

私たちには、先人が大切に守ってきた自然環境や積み重ねてきた歴史や育んできた文化を次代へと継承していく責任があるとともに、市民憲章に示す「人と大地が躍動するすこやかなまち」をめざして、都市宣言なども踏まえ、子どもたちが健やかに育ち、だれもがいきいきと暮らすことのできる明るく住みよい地域づくりを進めていく使命があります。さらに、創造的で発展的な自主自律の地域社会をつくるため、市民が主役の市政を進め、地域の主体性と責任のもとに、多様化・複雑化する様々な課題を解決していくことが必要です。

そのためにも、私たちは、市民自治と情報共有を基本原則に、地域力をもって、士別市のまちづくりを進めます。

私たちは、ここに、市民・議会・行政それぞれの役割や責務をあらためて認識するとともに、市民主権による自治を確立することを決意し、まちづくりの指針となり、本市の最高規範となる「士別市まちづくり基本条例」を制定します。

【解説・考え方】

この前文は、「士別市まちづくり基本条例」制定にあたっての背景や条例制定の主旨を明らかにするために設けたものです。なお、前文や各条文での「私たち」とは、市民・議会・行政の3者を表します。

まず、前段で、士別市の地理的特性や自然環境を背景とした今日までの発展経過について述べています。

士別市は、最北で最後の屯田兵をはじめとする先人たちによって開拓され、さらに多くの人々の英知と努力の積み重ねのもとに、今日へと至っています。北海道遺産でもある「天塩川」の豊かな水と肥沃な大地や緑の山々などの自然環境に恵まれる中で、農林業を基幹産業として、まちづくりを進めてきました。冬の寒さや雪は、ときに自然の厳しさを表す一面もありますが、一方では、寒冷地試験研究の適地としての地域資源であるなど、他にはない地域特性もあります。先人たちや私たちは、このように豊かで厳しい自然と共生しながら、生活基盤の整備や都市機能の充実を進め、士別市は圏域の中心都市として発展してきました。

次に、中段において、私たちが守り引き継いでいくべきこと、さらに、今後のまちづくりに関して、その方向や基本原則などについて述べています。

私たちは、これまで守り継がれてきた豊かで貴重な自然をはじめ歴史や文化などを、次の世代に継承していく責任があります。そして、士別市民憲章に示されている「人と大地が躍動するすこやかなまち」をめざして、明るく住みよい地域づくりを進めていく使命があります。地方分権が進む中で、国と地方は対等・協力の関係へと移行し、地方がいっそう主体性と責任をもって、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうしたなかで、私たちは、市民が主役の市政推進を旗印として、「地域のことは地域で決め、地域が責任をもって地域づくりを進める」という地域の主体性と責任のもとに、様々な課題の解決に努め、創造性と発展性あふれる自主自律の地域社会を築いていかなければなりません。そのためにも、市民の意思に基づいて市政を進める「市民自治」と市民・議会・行政相互の「情報共有」を基本原則として、地域力を発揮しながら、今後のまちづくりを進めます。

このようなことを踏まえ、後段では、この条例の持つ意味や位置づけなどについて触れ、士別市の最高規範として、この条例を定めることについて述べています。

私たちは、市民・議会・行政が、それぞれの立場で担う役割や責務などについてあらためて認識するとともに、市民主権による自治を確立することを決意し、士別市のまちづくりにおける理念や原則を定めるほか、まちづくりを進めていくうえでの基本的なルールや制度を定める本市の最高規範として、この条例を定めます。

第1章 総 則

【解説・考え方】

第1章では、総則として、この条例の目的を示すほか、使用する用語について定義します。

(目的)

第1条 この条例は、士別市のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、市民の権利や役割、議会と行政の役割や責務を明らかにするとともに、本市の自治の推進に関する基本的な事項や制度を定め、市民が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

【解説・考え方】

第1条では、この条例によって達成しようとする目的を示すとともに、そのために、この条例でどのようなことを定めるかを示しています。

まちづくりの主役は市民です。市民は、まちづくりの主役として、その権利が保障されるとともに、様々な形でまちづくりに関わり、また、その一部を、議員で構成する議会や市長が代表する行政に信託しています。議会や議員、市長をはじめとする行政は、それぞれの役割と責務のもとに、市政を進めますが、その主役は市民でなければなりません。この条例では、こうしたことを明確化し、まちづくりに関わる様々な取り決めのもとに「市民が主役のまちづくりを実現すること」を条例の目的としました。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語を次のとおり定義します。

- (1) **市民** 住民（士別市内に住所を有する人をいいます。以下、同じ。）をはじめ、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で様々な社会的活動を行う人、これらの団体や企業などの法人をいいます。
- (2) **行政** 市長を代表とする執行機関、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者をいいます。
- (3) **まちづくり** 市政を含め、よりよい地域社会をつくるために行われるすべての公共的な活動をいいます。
- (4) **市政** まちづくりのうち、市民の信託のもとに、議会と行政が担う領域をいいます。

【解説・考え方】

条例の内容を明確化するためには、使用する言葉の意味が明らかである必要があります。第2条では、この条例で使用する用語のうち、特にその意味を明らかにしておくべきものについて示しています。

- (1) 「市民」とは、地方自治法で定められている「住民」（市内に住所を有する人）のほか、市内の事業所等に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で事業活動やその他の活動など様々な活動を行っている個人・法人・団体をいうものとします。

このように、「市民」の範囲を広げて定義しているのは、士別市に関わりを持つ幅広い人々の意見や知恵と行動力を地域社会が抱える課題の解決や本市のまちづくりに活かすという考えに基づくものです。

なお、個々の条例における「市民」の定義については、この条例の趣旨を踏まえながら、それぞれ個別具体に解釈を整理するものとします。

- (2) 「行政」とは、市長が代表している組織として、一般的に「市役所」として総称されている組織をはじめ、公営企業（水道事業、病院事業）を含むほか、各種行政委員会と総称される教育委員会や選挙管理委員会など、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 「まちづくり」という言葉は、一般的に幅広い意味で使用されており、使用される状況によって、その示す範囲や意味合い、解釈も異なっていますが、この条例では、議会や行政が担っている市政の領域と市民が主体的に進めている地域社会における公共的活動の領域の両方を含むものとして定義します。したがって、「地方自治」を包含するものです。
- (4) 「市政」とは、地方自治の推進にあたり、住民の信託に基づいて、議会と行政が担っている領域を指します。したがって、市政は、まちづくりの一部の領域といえます。

第2章 基本理念と基本原則

【解説・考え方】

第2章では、士別市のまちづくりにおける理念を明らかにするとともに、市民・議会・行政が、本市の自治の確立をどのように進めていくのかについて、この条例の柱として2つの基本原則を規定します。

(基本理念)

第3条 私たちは、国内各地域の人々はもとより、世界中の人々との友好の絆を強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現や地球環境保全に向けたまちづくりを進めます。

2 私たちは、市民憲章の精神を尊重し、未来を見つめ、明るく住みよいまちづくりを進めます。

3 市民・議会・行政は、それぞれの役割を果たすとともに、相互の理解と連携により、地域力を発揮し、まちづくりを進めます。

【解説・考え方】

第3条では、士別市のまちづくりにおける理念を示しています。

第1項では、私たちが進めていくまちづくりの方向として、世界的・地球規模的な視点から、友好と非核平和、地球環境保全を追求することを基本理念の一つとして示しています。

第2項では、市民共通の生き方の理念であり、士別市のまちづくりの指針として位置づけられる「市民憲章」を市民みんなが尊重し、今そして将来の本市に暮らす人々の幸福のため、明るく住みよいまちづくりを市民の総意で進めることを示しています。

第3項では、市民・議会・行政の3者が、それぞれの立場のもとに役割を果たし、相互理解と連携・協力を深めながら、「地域力」を高め、「地域力」を発揮するまちづくりを進めることを示しています。

(基本原則)

第4条 士別市のまちづくりは、次の基本原則に基づいて進めます。

- (1) 市民自治の原則 市民は、まちづくりの主役として、自らの意志と自発的活動のもとにまちづくりを進めます。また、その一部を議会と行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 議会・行政の積極的な市政情報の提供などのもとに、市民・議会・行政は、

まちづくりに関する情報を共有します。

【解説・考え方】

第4条では、土別市のまちづくりにおける基本原則を示しています。

第1号の「市民自治の原則」は、憲法に示されている「地方自治の本旨」の一つである「住民自治」の考えに基づくものであり、「市民が主役として、市民の意思と判断に基づいて、市民全体のために自らの力を発揮する」という原則です。市民が、自ら考え実行することにより地域づくりを進めるという考えに立つものであり、まちづくりを進めていくうえでの原則として、最も基本となるものです。

そのうえで、市民は、まちづくりの一部を議会や市長が代表する行政に委ねているのであって、市民の信託のもとに、市政が成り立っていることをあらためて原則として規定しています。なお、ここで「その一部（まちづくりの一部）」としているのは、すべてを白紙委任しているわけではないということを示します。

第2号の「情報共有の原則」は、「市民・議会・行政が、まちづくりに関わる情報を相互に把握し、共有を図ること」であり、市民自治を進めるうえでも不可欠なことから、この条例の基本原則として位置付けています。

情報共有は、同時に「相互理解を深める」ことにも結びつくものであり、まちづくりの大切な要素です。また、市民が自ら考え、判断し、行動するためには、的確な情報が必要であり、市政に参加する市民の興味や意欲を喚起し、実際に参加を保障していくためにも、議会や行政が保有する情報をわかりやすく適切に市民に提供することが不可欠です。

一方、まちづくりの主役である市民も、自ら主体性をもって情報を得るよう努めることができます。さらに、市民が持つまちづくりに関わる情報についても、議会や行政との間、あるいは市民相互で共有することによって、いっそうの市民自治とまちづくりの前進が期待されます。

このようなことから、市民が主役であるという市民自治、そして、市民・議会・行政の3者における情報共有を基本原則として規定します。

第3章 市 民

【解説・考え方】

第3章では、まちづくりの主役である市民について、まちづくりを進めるうえでの権利と役割を規定します。

（市民の権利）

第5条 市民は、まちづくりの主役として、地域活動や市政に参加する権利を有します。

- 2 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します。
- 3 市民は、行政が提供するサービスを受ける権利を有します。

【解説・考え方】

第5条では、市民が有する権利について規定しています。

第1項は、市民自治の原則に基づくものとして、市民が自ら実践する地域活動はもちろんのこと、市政における政策の形成から立案、執行等の各段階で、その状況に応じて参加できる権利を有することを規定しています。

第2項は、情報共有の原則に基づくものとして、市民が市政に参加するための前提となる「知る権利」を保障し、議会や行政が保有する情報の提供を受けるとともに、それらの情報を請求できる権利を有することを規定しています。

第3項は、市民が行政の提供によるサービスを受けることができる権利を有することを包括的に規定しています。なお、ここでいう「サービス」とは、地方自治法では「役務」として表されているものであり、この法律において、役務の提供を受けるためには、その負担を分担することが住民の義務として定められています。

(満20歳未満の青少年や子どもの権利)

第6条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法でまちづくりに参加する権利を有します。

2 前項のほか、子どもが健やかに育つことなど、子どもの権利については、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

第6条では、満20歳未満の青少年や子どものまちづくりへの参加についてのほか、健やかに育つ権利など「子どもの権利」について規定しています。

「子どもの権利条約」の基本的な精神は、子どもに対して、将来の担い手としての見方や保護の対象として考えるだけでなく、市政に参加する主体として、その権利を認めることにあります。

第1項では、この精神に基づき、まちづくりへの参加について規定しました。子どもと大人の相違は、社会経験の量にあり、子どもが大人と全く同様の形で市政に参加することには無理があります。子どもの社会経験にふさわしい参加をするべきですし、こうした経験によって責任ある地域の担い手が誕生します。こうしたことから、行政は、「子ども夢トーク」などを実施し、子どもの市政参加の実現を図っていますが、第2項で示している「子どもの権利条例」の制定とともに、子どもがさらに市政参加していく仕組みを拡充していく必要があります。また、社会全体としても、子どものまちづくりへの参加機会の拡充を進める必要があります。

なお、ここで「満20歳未満の青少年」と表現しているのは、児童福祉法や子どもの権利条約での「子ども」の対象年齢や民法における「成年年齢」は満18歳未満とされている一方で、少年法での「少年」は満20歳未満とされているほか、「青少年」という表現は20歳を超えても使用されるなどの中、満18歳と満19歳の青少年が法律の谷間にあるとする現状から、これらの青少年のまちづくりへの参加の権利を明らかにするために、特に規定したものです。

第2項では、前述のとおり、健全に育つ権利をはじめ、子どもの権利を保障するため、「子どもの権利条例」の制定について、別に条例で定めるものとして規定しました。

(市民の役割)

第7条 市民は、まちづくりの主役として、自らの発言や行動に責任をもち、互いの尊重と協力のもとに、まちづくりの推進に努めます。

【解説・考え方】

第7条では、市民の役割について規定しています。

地方自治は、地域住民が権利を主張するだけではなく、その役割を果たすことで前進します。まちづくりを進めるにあたって、市民は、市民自身が土別市の自治の主体となるまちづくりの主役であることを認識し、自ら考え、行動し、自治会活動などの公共的な地域活動に関わるとともに、市政に参加するように努めることができます。また、地域活動の実践や市政への参加にあたっては、自らの発言や行動に責任をもつとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めることが求められます。

第4章 議会

【解説・考え方】

第4章では、議会の役割と責務、議員の責務について規定するとともに、議会に関する基本的事項については、別に条例で定めることについて規定します。

(議会の役割)

第8条 議会は、市民の意思を的確に市政に反映させるための政策提言と行政の監視を行うとともに、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、その他の市政運営に関する事項を審議・議決し、土別市の意思を決定する役割を有します。

【解説・考え方】

第8条では、議会の役割について規定しています。

議会は、地方自治法においては「議決機関」として定義されている一方、憲法においては「議事機関」と規定されており、地方自治体の意思を議論し決定する機関です。

議会は、住民の代表として、住民によって選ばれた議員によって構成される機関であり、市民の思いや願いを市政に反映させるための政策提言を行うほか、地方自治法の規定により、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定等の議決、法令で定められたその他の市政運営に関する事項を審議・議決する権限を有します。さらに、監査請求や調査等を通じて行政を監視する役割があり、こうしたことをあらためて規定したものです。議会は、行政とともに市政推進にあたっての両輪として位置づけられるとともに、市長と独立対等の立場にあって、相互のけん制と均衡により適正な行政運営が進められるという重要性も踏まえ、地方自治法での規定事項についても、あらためて規定しました。

(議会の責務)

第9条 議会は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に議会活動を行う責務を有します。

- 2 議会は、政策課題を的確に把握するとともに、情報を市民と共有し、会議の公開を原則として活動します。
- 3 議会は、市民参加の機会を確保するとともに、意思決定の経過と内容を市民に積極的に説明します。

【解説・考え方】

第9条では、議会の責務について規定しています。

第1項では、議会は、この条例の基本理念や基本原則等を遵守し、市民が主役の市政を実現するために、市民の信託に応え、公正で誠実に議会活動を行うことを規定しています。

第2項では、議会は、将来に向けた展望をもって、本市の政策課題を的確に把握するとともに、情報を市民と共有し、会議を公開することを原則として活動する責務があることを規定しています。「会議の公開」の会議とは、本会議のほか、常任委員会、特別委員会などを含めて指すものであり、本市ではすでに公開されていますが、より市民に開かれた議会活動を行う責務があることをあらためて規定しています。ただし、会議の公開は絶対的な原則ではなく、地方自治法の規定によって議員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることもあります。

第3項では、議会が、市民参加を進めながら議会運営を行い、議論の経過などを含め、最終的な意思決定の内容について、積極的に市民に説明することを規定しています。議会は、市民の意思をより的確に反映させるため、また、議会を活性化させるために、様々な機会を通じて市民と対話する機会を設けること、あるいは市民が意見を表明できる機会を活用することが必要です。具体的には、請願や陳情の提出者からの意見聴取、意見交換会の場の設定、議会報告会の開催などが挙げられます。

(議員の責務)

第10条 議員は、選挙により選ばれた住民の代表として、自らの役割を認識し、市民意思の的確な把握や自己の研鑽に努め、公益のために行動する責務を有します。

2 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言と行動に責任を持ちます。

【解説・考え方】

第10条では、議員の責務について規定しています。

第1項では、社会環境の変化や住民ニーズの多様化の中で、住民から選出された公職者であり、住民の代表者である議員の役割は、ますます重要になっています。こうしたことから、議員は、市民の意思を的確に把握するとともに、土別市の意思決定機関である議会の構成員としての役割を認識し、議会における政策活動を活性化させるために、審議能力、政策立案能力、政策提言能力の向上を図るなどの自己研鑽を図り、公益、即ち市民や土別市の利益のために活動することを規定しています。

また、第2項では、議員は住民の代表者であり、公職者としての立場から、高い倫理観をもって誠実に職務を行うとともに、自らの発言や行動に責任を持つことを規定しています。

(議会に関する基本的事項)

第11条 議会に関する基本的事項については、土別市議会基本条例に定めます。

【解説・考え方】

第11条では、議会に関する基本的事項については、「土別市議会基本条例」に定めることを規定しています。

第5章 行 政

【解説・考え方】

第5章では、行政の役割と責務、市長や行政委員会の長の役割と責務、さらに職員の役割と責務について規定します。

(行政の役割)

第12条 行政は、市民福祉の向上と市政発展のため、条例や予算をはじめとする議会の議決や法令等に基づく事務・事業を執行する役割を有します。

【解説・考え方】

第12条では、行政の役割について規定しています。

行政は、市民福祉の向上と市政発展のため、市民生活に関わる事務や事業をはじめ、様々な施策等を実施します。このことについて、地方自治法に規定されている議会の議決に基づく事務や事業、法律・政省令・条例・規則・規程等に基づく事務や事業を執行する役割があることをあらためて規定しています。

(行政の責務)

第13条 行政は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

2 行政は、広く市民の意思を反映した行政運営を行うため、情報共有や市民参加を進め、市民との連携・協力を図りながら、事務・事業を執行します。

- 3 行政は、事務・事業を効果的かつ効率的に執行します。
- 4 行政は、公正で開かれた市政を進めるため、意思決定の内容や経過等について、市民に対して誠実に説明する責任を負います。

【解説・考え方】

第13条では、行政の責務について規定しています。

第1項では、行政は、第12条に掲げた事務や事業について、行政の立場としての判断と責任のもとに、常に公正で誠実な管理を行い、執行することを規定しています。

第2項では、行政は、市民の意思を行政運営に反映させるため、わかりやすく適切な情報提供を行うことによって情報共有に努め、様々な参加機会を創出して市民参加を進めるとともに、市民との連携や協力を図りながら、事務や事業を行うことを規定しています。

第3項では、行政は、常に効果的で効率的な手法を用いることに心掛けながら、様々な事務や事業を行うことを規定しています。

第4項では、行政は、政策決定の過程や行政活動の内容や結果などについて、市民にわかりやすく説明するとともに、市民から説明を求められた際には、誠実に説明するなど、常に市民に対する説明責任があることを規定しています。このことは、第4条第2号の情報共有の原則を保障するとともに、第1号の市民自治の原則を実行するうえで必要不可欠なものです。

(市長の役割)

- 第14条 市長は、行政を統括し、政策を定め、制度を整備して運用することにより、士別市を代表して市政を運営する役割を有します。

【解説・考え方】

第14条では、市長の役割について規定しています。

市長は、住民から直接選挙で選ばれた士別市の代表者であり、市政全体を統括する役割を担っています。その立場のもと、市民福祉の向上と本市の発展を図るために、必要な手続に基づいて政策を定め、制度を整備し、これらを実際に運用することによって、市政を運営することを規定しています。

(市長の責務)

- 第15条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に行財政を運営する責務を有します。
- 2 市長は、行政の職員（以下、「行政職員」といいます。）を適切に指揮監督するとともに、人材の育成を図り、効果的で効率的な組織体制を整備します。
 - 3 市長は、限られた財源のもと、最少の費用で最大の効果を上げるように努め、健全な行財政運営を進めます。
 - 4 市長は、広く市民からの意見・提言・要望等を聴取する機会を確保します。

【解説・考え方】

第15条では、市長の責務について規定しています。

第1項では、市長は、この条例の基本理念や基本原則等を遵守し、市民が主役の市政を実現するために、市民の信託に応え、公正で誠実に行財政運営を行うことを規定しています。

第2項では、市長は、行政の職員を適切に指揮監督し、職員の研修体制の充実などによって、市民の意向や政策課題に的確に対応できるよう職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織体制の整備を進めることを規定しています。

第3項では、市長は、限られた財源をどう有効に使うのか、いかに少ない費用で多くの効果をあげ

るのかなど、コスト意識に根ざした経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進することを規定しています。

第4項では、市長は、自らも積極的に市民の声を聞くことにより、士別市の課題や市民ニーズ等を把握し、適切に行政運営を進めるため、様々な手法によって市民と対話する機会や広く意見・提言・要望を聴取する機会を設けることを規定しています。

(行政委員会の長等の役割と責務)

第16条 教育委員会をはじめとする行政委員会の長や病院事業管理者は、それぞれの機関の代表として、市長の役割と責務に準じ、それぞれの機関において、その役割と責務を果たします。

【解説・考え方】

第16条では、行政委員会の長の役割と責務について規定しています。

教育委員会をはじめ、選挙管理委員会、農業委員会といった各行政委員会の長等は、それぞれの機関における代表者として、第14条と第15条に示す市長の役割と責務に準じて、各々の機関においてその役割と責務を果たすことを規定しています。

(行政職員の役割)

第17条 行政職員は、任命権者の命を受け、行政が担う業務の円滑な推進のため、その職務を遂行する役割を有します。

2 行政職員は、その職務に応じて、政策の立案や事務・事業の実施にあたります。

【解説・考え方】

第17条では、行政職員の役割について規定しています。

第1項では、行政の職員は、市民福祉の向上と市政発展に向けて、行政が担っている事務や事業等を円滑に進めるため、任命権者からの命令や指示を受けて、その職に応じた職務を遂行する役割を有することを規定しています。

第2項では、行政の職員は、明るく住みよい地域づくりを進めるため、地域課題を的確に把握し、与えられた職務に応じた政策の立案を行うとともに、事務や事業を進める役割を担っていることを示しています。

(行政職員の責務)

第18条 行政職員は、市民の視点に立って公正・誠実かつ効率的に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築する責務を有します。

2 行政職員は、市民の意向や政策課題に的確に対応するため、自らの政策形成能力の向上に努めます。

3 行政職員は、職員相互の連携を密にするとともに、自らも地域社会の一員であることを踏まえ、市民とも積極的に連携を図りながら職務を遂行します。

【解説・考え方】

第18条では、行政職員の責務について規定しています。

第1項では、行政職員は、市民が地方自治の主権者であることを認識し、市民の立場や視点に立て、職務を公正かつ適正に遂行するとともに、市民との信頼関係を構築していくことを規定しています。

第2項では、行政職員は、市民の意向を把握するとともに、地域課題を把握し、その解決を図るために、自ら政策形成能力の向上を図ることを規定しています。

第3項では、行政職員は、各部署においてはもちろんのこと、全庁横断的な職員相互の連携を深めるとともに、地域社会の一員であることを踏まえながら、市民とも積極的に連携すること努め、職務を遂行することを規定しています。職員は、担当する職務の分野に限らず、より広い視野に立って職務を遂行することが必要です。

第6章 行政運営と市民参加

【解説・考え方】

第6章では、士別市における市政推進の指針であり総合的なまちづくり計画である「総合計画」の取扱いのほか、行財政運営の原則や行政組織、行財政改革など、行政の運営に関する基本的な事項について規定するとともに、市民がどのように市政に参加していくのかについて規定します。

(総合計画)

第19条 行政は、この条例の基本理念等に基づき、士別市のめざす将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、本市の最上位の計画として、総合計画を策定します。

2 行政が行う政策は、原則、総合計画に基づいて実施するとともに、各施策の基本となる計画については、総合計画との整合を図ります。

【解説・考え方】

第19条では、総合計画の位置づけや基本的取扱いについて規定しています。

第1項では、行政は、この条例の基本理念や基本原則等に基づいて、士別市のめざす将来像を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うため、本市の最上位の計画として、総合計画を策定することを規定しています。

第2項では、各分野の様々な行政の政策は、総合計画に基づいて進めるとともに、行政が各施策の基本となる計画を策定し実施する場合は、総合計画と整合を図ることを規定しています。ただし、行政は法令の規定による場合や緊急を要する場合のほか、施設の維持管理において欠かすことのできないものや軽微な事業等については、総合計画に基づくことなく実施するものとします。条文中の「原則」は、これらの場合を除くという意味です。

(行財政の運営)

第20条 行政は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を進めます。

2 行政は、中長期的な財政見通しのもとに、財政に関する方針や計画を策定し、これに基づく予算の編成と執行を行い、出資団体の経営状況等を含めた総合的視点のもとに、健全な財政運営を進めます。

3 行政は、予算・決算をはじめ行財政状況等について分かりやすい資料を作成し、公表します。

【解説・考え方】

第20条では、行財政の運営について規定しています。

第1項では、行政が行う行政運営は、公平・公正で、透明性が高く、市民に開かれたものでなければならないことを規定しています。

第2項では、市政運営は市民の税金等の貴重な財源によって支えられており、健全な財政運営を進めるためにも、しっかりと見通しに立った財政方針や財政計画を策定のうえで、予算編成や執行を行うことを規定しています。

第3項においては、出資団体の経営状況などを含めた総合的な士別市の財政について、その健全な

運営に努めるとともに、資料等の適切な整理と管理、さらにその公表について規定しています。なお、行政では、「市別市財政状況の公表等に関する条例」に定められている以外の情報についても公表していますが、今後もより分かりやすい情報提供を進めていくことが必要です。

(行財政改革と行政評価)

- 第 21 条 行政は、健全な行財政運営を行うため、行財政改革大綱を策定し、行財政改革を推進します。
- 2 行政は、行財政改革大綱に基づき実施計画を策定し、その進行を管理するとともに、進捗状況を公表します。
- 3 行政は、主な施策や事業について客観的な行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、市政に反映します。

【解説・考え方】

第21条では、行財政改革の推進と行政評価について規定しています。

第1項では、行政は、社会経済情勢の変化に対応した健全な財政運営を行うことが必要であり、行政全般のあり方を点検し、その運営や制度の見直し、事務・事業や組織機構の改善を行うため、「行財政改革大綱」を策定して、行財政改革を積極的に推進することを規定しています。

第2項では、行政が、行財政改革大綱を実現するための具体的な内容を実施計画で定め、行財政改革に向けた取り組みの進行管理を行うとともに、その進捗状況を公表することについて規定しています。

第3項では、常に健全な行財政運営を進め、事務や事業等の改善を随時図るため、内部評価・外部評価に加え、客観的な視点での行政評価を行い、その結果を公表するとともに、市政に反映することを規定しています。

(行政組織)

- 第 22 条 行政は、その組織について、市民にわかりやすく、地域社会や市民ニーズの変化に応じ、効率的で機動的なものとして編成します。

【解説・考え方】

第22条では、行政の組織について規定しています。

行政の組織は、地方自治法において、系統的な構成や執行機関相互の連携などについて規定されていますが、加えて、可能な限り簡素で効率的であって、市民にも分かりやすい組織であること、さらに社会環境の変化や市民ニーズに対応し、機動的な組織として編成されることが望ましいことから、そのことについて規定しています。

(自治体法務)

- 第 23 条 行政は、市民ニーズや行政課題に的確に対応するため、法令等を適切に解釈し、条例・規則などの自治立法を進めます。

【解説・考え方】

第23条では、行政が法令等の自主解釈を適切に行うとともに、条例や規則などを制定する自治立法を行うことについて規定しています。

行政は、市民福祉の向上と市政の発展のため、様々な政策を展開しますが、その際に必要な条例・規則等の整備を行い、円滑かつ公平・公正にこれを執行するものとします。また、法令等を適切に解釈するものとします。

(行政手続)

第 24 条 行政は、市民の権利や利益を保護し、公正で透明な行政運営を進めるため、行政処分や行政指導、届出に関する手続について、共通する必要な事項を別に条例で定めます。

【解説・考え方】

第24条では、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関する事項について規定しています。

詳細な規定は、「土別市行政手続条例」に委ねますが、この条例に規定することで関係条例として位置づけ、条例全体の体系化を図ります。なお、「公正で透明な行政運営」とは、「行政上の意思決定について、その内容や過程が市民にとって明らかにされること」を指します。

(市政への市民参加)

第 25 条 議会・行政は、市民が積極的に市政に参加できるよう、その機会づくりを進め、市民は、まちづくりの主役として市政への参加に努めます。

- 2 行政は、市民参加を行う事案の内容や性質などに応じ、多様な手法によって市政への市民参加の機会を設けます。
- 3 前 2 項のほか、市政への市民参加に関して、その対象や方法など必要な事項については、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

第25条では、市政への市民参加についての基本的考え方を規定しています。

第1項では、市民が主役のまちづくりを進めていくために、議会や行政が主体として担っている市政に関して、市民が積極的に参加できる機会づくりを進め、市民も市政参加に努めることについて示しています。なお、参加しない自由もあり、参加または不参加によって、不利益を受けることはありません。

第2項では、行政が進める市民参加の機会づくりについての基本的な考え方を示しており、さらに第3項において、具体的な事項については「土別市市民参加条例」に委ねることを規定しています。また、審議会等の附属機関に関する詳しい事項については、さらに別に定めるとおりとします。なお、市民参加条例は、まちづくり基本条例と同時に施行するものとします。

(住民投票)

第 26 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 満 18 歳以上の住民は、市政に関する重要な事項について、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 3 議会は、市政に関する重要な事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 4 市長は、前 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施します。
- 5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、住民投票を行う内容に応じ、その都度、別に条例で定めます。
- 6 市民・議会・行政は、住民投票の結果を尊重します。

【解説・考え方】

第26条は、住民投票に関する規定です。

わが国の中の地方自治は、首長や議員を住民の代表とする間接民主制を柱としており、住民投票はそれを補完し、住民自治を保障する制度として位置づけられています。住民投票といつても、すべてのことを対象とするわけではなく、まちづくりの根幹に関わるような課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題など、市政運営上の重要な事項について、住民が意思表示する究極の仕組みといえます。士別市の将来に関わる事項や市政の重要事項については、原則的には議論による意見集約によって結論を導くことが望まれますが、それでもなお、住民一人ひとりの意思を直接的に確認する必要に迫られた際の手段として実施するものです。

第1項では、市長が住民投票を実施することができるについて規定しています。なお、請求権を有する人や投票者の範囲については、住民（市内に住所を有する人）に限ることとします。

第2項において、住民投票実施の請求権を有する人の年齢は、満18歳以上と規定しました。これは、第6条の「満20歳未満の青少年や子どもの権利」でも触れたように、すべての市民がそれぞれの年齢にふさわしい形で市政に参加する権利を保障することが必要であり、青少年の市政への参加意識を高めるという考えに基づくものです。

また、住民が住民投票の請求をするには、請求権者の総数の4分の1以上の連署を必要としました。住民投票の実施に当たっては、極めて慎重な判断が求められることから、市長等の解職や議会の解散請求に次ぐ厳格性を確保するという考えに立つものです。

第3項において、議会が市長に対し住民投票を請求できる要件については、地方自治法（第112条及び第116条）の規定を踏まえ、「議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決すること」としました。

第4項では、市長は、第2項または第3項の規定によって、住民や議会から住民投票の実施の請求があった場合は、その請求を拒むことなく、住民投票を実施することを規定しています。

第5項において示すように、住民投票の実施に関する手続やその他必要な事項は、その事案に応じて、その都度、別に条例で規定することとしました。

第6項において、住民投票の結果は、市民も議会も行政も、これを「尊重」するものと規定しました。住民投票の結果については、議会や行政はもとより、投票権の有無にかかわらず、士別市のまちづくりに関わりがある通勤・通学者等も含めた市民も尊重するものとします。

第7章 まちづくりの推進

【解説・考え方】

第7章では、この条例の基本理念や基本原則に基づき、まちづくりの推進とこの条例の実効性を高める様々な事項について、その基本的考え方や進め方について規定します。

(高齢者や障がい者等のまちづくりへの参加)

第27条 市民・議会・行政は、高齢者や障がいのある人などもまちづくりに参加できるよう、その環境づくりを進めます。

【解説・考え方】

第27条では、高齢者や障がい者をはじめ、日常生活や社会活動の中で行動上の制限を受ける人々を含めたあらゆる市民が、まちづくりに関わるという前提のもとに、それぞれの状況や事情によって制限されることなく、その知識や経験を社会生活のなかに生かすことのできるまちづくりを進めることを示しています。

士別市では、「士別市福祉のまちづくり条例」をはじめとするノーマライゼーションの理念に基づいて、誰もが安心して快適に暮らすことができ、自由に社会参加ができる社会づくりを進めていますが、

あえてこの条例においても規定することにより、すべての市民が基本的人権を尊重されながら自由に行動し、社会参加できるやさしいまちの実現をいっそう図ることとしました。

(自治会活動)

- 第 28 条 自治会は、まちづくりの一翼を担う重要な組織として、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。
- 2 自治会は、多くの市民がその活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 3 自治会は、相互の連携を図るとともに、行政や各種団体等とも協働し、その活動の充実に努めます。

【解説・考え方】

第28条では、土別市のまちづくりの一翼を担う重要なコミュニティ組織である自治会について、その基本的な考え方を示しています。

自治会やその連合体である自治会連絡協議会は、それぞれの地域課題や全市的に共有する課題を解決する公共の担い手であり、その果たす役割はきわめて重要です。

このため、第1項・第2項では、自治会に期待されることとして、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めること、市民が参加しやすい環境づくりに努めることを示しました。

さらに、第3項では、自治会連絡協議会などの活動を通じて、自治会同士が相互に連携を図るとともに、行政や各種団体などとも協働し、活動の充実に努めることを示しています。ここでいう「協働」とは、まちづくりの主体である市民同士、あるいは市民と行政が互いの理解や役割分担のもとに、共通の目的・目標に向かって、連携・協力のもとに活動することを指すものとします。

(市民と自治会)

- 第 29 条 市民は、まちづくりに大きな役割を果たしている自治会の必要性や重要性を理解し、自治会を守り育てるよう努めます。

【解説・考え方】

第29条では、市民と自治会の関わり方について示しています。

自治会の活動は、市民の参加や協力がなければ成立しません。市民が、自治会の必要性や重要性などを理解し、その活動に積極的に参加するなどしながら、自治会を守り育てるよう努めることを示しました。

(行政と自治会や市民活動団体等)

- 第 30 条 行政は、自治会や市民活動団体等の自主性と自立性を尊重し、相互の連携を図るとともに、これら団体が進めるまちづくりの取り組みを促進するため、必要な協力と支援を行います。

【解説・考え方】

第30条では、行政が、自治会や市民活動団体等に対し、必要な協力や支援を行うことについて規定しています。

自治会や市民活動団体等の活動は、自主的・自立的なものであり、行政もその自主性や自立性を損なわないよう連携を図るとともに、これらがまちづくりの取り組みを進める際には、必要な協力・支援を行うことを規定しています。なお、財政的な支援にあたっては、行政は、予算の状況や他の団体等との公平性のほか、活動内容や事業の効果などについて十分に考慮・検討したうえで行うものとします。

(情報公開)

第31条 議会・行政は、積極的に情報の公開を進めるとともに、市民から市政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

【解説・考え方】

第31条では、情報公開について規定しています。

情報共有のための具体的手法として、情報の公開をはじめ、情報の提供や会議の公開等があり、この条例においてその骨子を定めています。なお、市民からの市政に関する情報の開示請求があった場合の具体的取扱いについては、「土別市情報公開条例」で規定するとおりとします。

(個人情報保護)

第32条 議会・行政は、個人の権利と利益が侵害されないよう、保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正に管理・運用します。

【解説・考え方】

第32条では、個人情報の保護について規定しています。

情報の取扱いにあたって、議会や行政が保有する個人情報については、個人の権利利益が侵害されないよう、この条例においてその骨子を定めています。なお、個人情報保護の具体的取扱いについては、「土別市個人情報保護条例」で規定するとおりとします。

(法令の遵守)

第33条 市長・行政職員・議員は、市政の適正な運営のため、自ら法令遵守に取り組むとともに、広く法令が遵守されるよう努めます。

【解説・考え方】

第33条では、法令が遵守され、倫理観やモラルの守られる社会をつくるため、市長・行政職員・議員は、自ら法令遵守に取り組むとともに、広く法令遵守されるよう努めることを規定しています。

(不当要求行為等の防止)

第34条 市長・行政職員・議員は、あらゆる不当要求行為等には毅然とした態度で対応し、適正な市政運営に努めます。

【解説・考え方】

第34条では、健全で適正な市政運営を進めるため、市長・行政職員・議員は、あらゆる不当要求行為等を排除することに努めることを規定しています。

(災害等緊急時の対応)

第35条 行政は、市民の生命や身体、財産、暮らしの安全を確保するとともに、必要な計画を策定し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立します。

2 行政は、災害等の緊急時には、関係機関との連携はもとより、市民や関係団体等とも連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行います。

3 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう訓練に参加するなど、防災に対する意識を高め、行政との連携のもとに、自主的な防災体制等の整備に努めます。

【解説・考え方】

第35条では、災害等の緊急時における対応やその準備について規定しています。

第1項では、行政は、災害等の不測の事態に備えた体制（危機管理体制）を整備しておく必要があることを規定しています。

第2項では、行政は、災害等の緊急時には、関係機関との連携による対応はもとより、速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うことを規定しています。

第3項では、緊急時に備えて、市民も自らを守るとともに相互の助け合いができるよう、訓練に参加するなど、防災意識を高めることに努めるほか、行政との連携のもとに、自主的な防災体制を整備することを規定しています。

(市外の人々との連携・協力)

第36条 市民・議会・行政は、まちづくりの様々な取り組みによって築かれた関係を大切にし、住みよく豊かな士別市をつくるため、あらゆる分野において、市外の人々との連携・協力に努めます。

【解説・考え方】

第36条では、市外の人々との連携・協力について規定しています。

本市は、合宿や企業誘致、国際交流・地域間交流などの様々な取り組みを通して、これまでたくさんの人々や団体・企業等との良好な関係を築いてきました。人や情報などの流れが活発になっている現在、市民・議会・行政は、明るく住みよい士別市をつくるため、今後とも、あらゆる分野において、市外の個人・法人・団体等との連携や協力を図る必要があると考えられることから、このことを規定しています。

(他の地方自治体等との連携・協力)

第37条 士別市は、広域的な課題や共通する課題の解決を図るため、他の地方自治体等と連携・協力します。

2 士別市は、国や北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの役割分担を明確にしながら、様々な課題の解決を図るため、相互に連携・協力します。

【解説・考え方】

第37条では、他の地方自治体等との連携や協力について規定しています。

士別市では、消防や介護保険などの事務を近隣自治体と広域的に実施しているほか、定住自立圈構想のもとに、さらに広域的な連携をめざしています。今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるなかで、公共施設の整備や維持管理をはじめ、様々な事務や事業を他の市町村との共同で行うことも考えられます。こうしたことを含め、士別市が広域的な課題や共通する課題の解決を図るため、他の地方自治体や関係機関等との連携と協力を努めることを規定しています。

また、地方分権の推進のもと、市町村は、国や北海道と対等な関係となったことを踏まえ、国や北海道と互いの役割分担を明確にしたうえで、様々な課題の解決を図るため、相互の連携と協力に努めることを規定しています。

第8章 条例の位置づけと見直し等

第8章では、この条例が、士別市の最高規範であり、市政運営はもとより法令等の解釈や運用などの基準となることを示すとともに、様々な社会環境等の変化に対応し、常に本市のまちづくりにふさわしい条例とするため、適宜検討を行い、必要に応じて見直すことについて規定します。

(最高規範性)

第38条 この条例は士別市の最高規範であり、議会・行政は、この条例に基づいて市政を運営するとともに、他の条例などの制定・改正・廃止・解釈・運用を行います。

【解説・考え方】

第38条では、この条例が、本市の規範の中で最上位の条例であることを明記しています。

この条例を士別市の法体系の最上位に位置付け、その下に、議会や各政策分野の基本条例をはじめ、この条例において別に委ねることを規定した条例を関連条例として位置付けます。さらに、これらを受けて、個別条例や規則等を整備することで、本市の法体系を整理するものとします。

(条例の見直し等)

第39条 市長は、この条例の各条項が社会経済情勢等の変化に対応し、士別市の現状にふさわしいものとなっているかについて適宜検討するものとし、4年を超えない期間ごとに総合的な検討を行います。

- 2 市長は、前項に規定する検討を行うにあたっては、士別市振興審議会に必要な意見を求める。
- 3 市長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例や関連する事項について見直しが必要であると判断したときは、速やかに対応します。

【解説・考え方】

第39条では、条例の見直し等について規定しています。

この条例は、士別市における最高規範として位置づけることから、その内容は一定程度恒久的であって、軽々しく変更されるべきものではありませんが、社会の変化が激しい今日にあって、常にその時点の社会情勢に適応しているか、本市にふさわしいものであるなどを点検し、必要に応じては見直しを行う、いわば「育てる条例」としての性格も持ち合わせるものとします。

このような考え方のもと、第1項では、市長は、この条例の各条項が社会経済情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて適宜検討し、さらに4年を超えない期間ごとに条例全体について総合的な検討を行うことを規定しています。「4年を超えない期間ごと」としているのは、市長は、その任期中に少なくとも1回は条例全体について検討すべきとの考え方からですが、必要があれば適宜検討するのは当然のことです。

第2項では、市長は、第1項に示す検討を行うにあたっては、市の附属機関である「士別市振興審議会」に諮問することを規定しています。この条例を育て、実効性をさらに高めるためには、市民によって構成される組織での検討・審議等が必要であることから、その役割を附属機関である士別市振興審議会に委ねるものとします。なお、この条例の策定時と同様に、振興審議会が必要と認める検討組織の設置により、さらに幅広い市民参加を得て、検討がなされることも想定するものです。

第3項では、市長は、第2項に示した検討による結果を踏まえ、この条例や関連事項について、見直しが必要と判断したものについては、条例改正などを行うことを規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行にあたって、この条例の規定と整合性を図るべき事項については、速やかに対応します。

附 則(平成29年11月30日条例第45号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【解説・考え方】

附則では、条例の施行日とこの条例に関連する例規等の取扱いを示しています。

第1項において、この条例を平成24年4月1日から施行することとしました。

第2項においては、この条例の施行の際に未整備の事項など、この条例の規定と整合性を図らなければならない事項については、速やかに整備に向けて取り組むなど、必要な措置を講じるものとし、整合性が図られていない場合などが明らかになった場合は、早期に（1年内を目標に）この条例の規定との整合性を図るものとすることを規定しています。

平成30年4月1日から市立病院の地方公営企業法の全部適用に関する本条例改正を施行しました。